

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会
地域歳末たすけあい募金配分金助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域歳末たすけあい募金の配分を広く地域全体に行うことを目的とする。

(配分対象)

第2条 この事業の対象者は、法人格の有無にかかわらず、渋川市に住所を有し次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 高齢者、障害者、児童・幼児を対象とした福祉施設
- (2) 地区社協
- (3) 自治会
- (4) ボランティアグループ
- (5) 障害者団体及び自助団体
- (6) その他特に会長が認めた団体

2 前項第1号に該当する福祉施設は、1法人あたり2事業所までとする。

(助成対象事業)

第3条 この事業は、共同募金運動の一環として、福祉施設や地域住民が自主的に企画し、歳末または正月時期(12月1日～1月31日)に実施する事業に対し助成するものとする。

2 第2条第1号の団体については入所者または通所者を対象とする交流事業とする。

3 第2条第2号から6号の団体については地域住民を対象とする交流事業とする。

4 公的資金等の援助を受けている団体については、その補助金等により行う事業以外の事業とする。ただし、地元還元、住民参加が認められる事業を行う場合は、事業内容に着目して助成対象とすることができる。

(助成金の申請)

第4条 この事業を受けようとする団体は、地域歳末たすけあい募金配分金助成事業申請書(別記様式第1号)を会長に提出するものとする。ただし、歳末または正月時期に対し1団体1回限りとする。

(助成金交付決定)

第5条 助成金の交付決定は地域歳末たすけあい募金を財源に毎年度の予算の範囲内で審査の上、会長が決定する。

2 会長は前項の決定した事項を申請団体に速やかに地域歳末たすけあい募金配分金助成事業決定通知書(別記様式第2号)により通知する。

(配分助成額)

第6条 会長は認定した事業に対し、20,000円を限度として請求に基づき助成する。ただし、助成金の額については、地域歳末たすけあい募金を財源に毎年度の予算の範囲内で審査の上、会長が決定する。

2 参加対象者が概ね10名以下の事業については、審査の上、助成額を10,000円限度とする場合がある。

(実施報告)

第7条 行事及び事業完了後速やかに地域歳末たすけあい募金配分金助成事業実施報告書(別記様式第3号)及び請求書に関係書類を添えて会長に報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。